

# 令和4年度介護保険料のお知らせ

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、介護保険事業計画に基づき、3年間の負担割合等を勘案して基準額を算出し、所得に応じて設定されます。令和3年度から令和5年度までの介護保険料基準額は、年額74,400円で、この基準額をもとに本人の所得状況および世帯員の課税状況により下表のとおり9段階に分かれます。個人ごとの介護保険料は、7月中旬に通知する予定です。

所得段階	所得段階の説明	保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税で、高齢福祉年金の受給者、世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.3	22,400円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下	基準額×0.5	37,200円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	基準額×0.7	52,100円
第4段階	本人が町民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下(世帯には課税者あり)	基準額×0.9	66,900円
第5段階	本人が町民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超(世帯には課税者あり)	基準額	74,400円
第6段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2	89,200円
第7段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.3	96,700円
第8段階	本人が町民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.5	111,600円
第9段階	本人が町民税課税で合計所得金額が320万円以上	基準額×1.7	126,400円

※保険料は、介護保険を運営していくための大切な財源です。介護が必要になったときに誰もが安心してサービスが利用できるよう、保険料の納付にご協力をお願いいたします。

【保険料の納付方法】 特別徴収：年金より天引き 普通徴収：納付書(または口座振替)で納付

■問合せ 保健福祉課 ☎ 0778-47-8007



(写真左) 福井労働局 山崎局長  
(写真右) ほのぼの苑 中村施設長

## 社会福祉法人ほのぼの苑 ユースエール認定企業に

5月11日(水)、福井労働局において、社会福祉法人ほのぼの苑(鑄物師)に対し、ユースエール認定通知書交付式が行われました。「ユースエール認定制度」とは、若者の採用・育成に積極的に雇用管理の優良な中小企業を、厚生労働大臣が認定する制度です。ほのぼの苑は従業員へアンケート調査を行い、給与や勤務評価等の改善に役立てました。ユースエール認定は、県内で累計18社目となります。

【中村施設長のコメント】  
ユースエール認定を受け、大変光栄に思っています。福利厚生等の改善に力を入れ、従業員の望むことを少しでも形にしようとした結果、働きやすい職場であると認められたことで従業員の励みになり、人材不足の福祉業界のイメージアップにも繋がれば良いと感じています。今後も従業員のキャリアアップや業務改善に積極的に取り組んでいきたいです。